

第7回大阪市公文書管理委員会議事要旨

1 日 時

平成27年1月29日(木)10時から

2 場 所

大阪市公文書館 1階 講座室

3 出席者

【委員】

塩見昇委員長、上田健介委員、小林邦子委員、澤井実委員、澤村美賀委員、土谷喜輝委員、安竹貴彦委員

【事務局】

岸本 孝之	総務局行政部長
中川 航	総務局行政部文書担当課長
森山 文子	総務局行政部行政課長代理
遠藤 博文	公文書館長
今中 國雄	公文書館次席調査員

4 傍聴者

1名

5 議 題

・審議事項

- (1) 大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)
- (2) その他

6 議事要旨

- (1) 大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)

【事務局説明】

前々回の当委員会で廃棄の基本的な考え方や基準を示した運用ルールが承認され、前回の当委員会で具体的な廃棄簿冊の選定手続や手順を示した決定方法について確認を行っていただいたが、今般、公文書館収蔵の特定歴史公文書等の中から、具体的に廃棄の対象とすべき簿冊を資料1別紙のとおり事務局で選定したので、廃棄の可否について審議を諮りたい。

【委員からの主な意見・質問】

委員から次のような意見・質問があったが、原案のとおり異議はない旨答申を得た。

委 員：廃棄されるものについては、引き続き行政刊行物と位置付けて公文書館で保管するも

のと、図書館等に行くものと、物理的に廃棄するというものと3つの行き先があるという理解で良いか。

事務局：そうです。ただし物理的に廃棄するとなっているものであっても、一般的な資料としての価値を踏まえて、市立図書館などの別の施設でのニーズがあれば、移管は考えてまいりたい。

委員：公文書館で行政刊行物化して残した場合には、公文書の閲覧手順を経ないで利用できるのか。

事務局：行政刊行物は、もともと持っている性質が一般に周知する目的で作られたものであり、公文書とは性格が異なりますので、閲覧希望の方には、基本的には即時に利用していただくことができます。

委員：今回、行政刊行物化の俎上に上っているものが、公共図書館など他の施設に所蔵されているかどうかについて確認しているのか。

事務局：確認しています。市立図書館や、府立図書館に収蔵されているものが非常に多いです。

委員：公文書館で行政刊行物化される、あるいは一般の図書館に移管され閲覧・貸し出しに供されると、劣化・滅失のおそれが高まることがないか懸念される。

事務局：公文書館において行政刊行物化することによって、利用手続きは変わるものの、急に利用件数が増えることは想定しがたいですし、保存・管理のレベルも低下するものではありません。

行政刊行物も公文書もどちらも市政を示すうえで貴重な歴史的資料であり、丁寧に保存・管理していきたいと考えています。

委員：リスト番号1から27番のうちの行政刊行物化する6点以外のものは、市立図書館等への寄贈がいわば事実上確定しているという理解でよいか。

歴史でないというのは理解できるので、図書館での管理が適切かと思う。

事務局：その方向で進めています。資料としては貴重だと思いますので、それにふさわしい役割を担った施設での保管を進めていくことが望ましいと考えております。

委員：リスト番号28以降の雑誌、新聞等と思われるものは、国会図書館などで収蔵されているか。

事務局：国会図書館や公共図書館の検索システムで調べています。

国立国会図書館や大学、自治体の公共図書館で多数が収蔵されていますが、ごくわずか検索してもヒットしなかったものもあります。

委員：リスト番号28番以降で、データベース等を検索しても見当たらないものについては、廃棄とする場合、ぜひ図書館に引き取っていただく等といった何らかの対応をしてほしい。

統計資料は、抜け落ちている年度があれば、資料としては価値が落ちるということがある。

そういった点から、ぜひ漏れのないように保存されるように尽力してほしい。

委員：当委員会での判断基準として、大阪市公文書管理条例第7条1項に規定する「市長が

定める基準」の歴文に当たるかどうかという判断基準なのか、参考1の運用ルールに当たっているかどうかという判断基準とするのか、教えていただきたい。

事務局：廃棄の基準と収集の基準は適用される場面はことなるものの、パラレルなものだと考えています。

よって、参考1の運用ルールに当たると考えられるもので、かつ、条例第7条第1項の基準のいずれにも当てはまらないものであるという判断をさせていただきたいと考えています。

委員：調査員は廃棄候補として抽出したけれども、アーキビストは保存すべきとの意見を付与した簿冊と、アーキビストも廃棄の意見を付与した簿冊とがあるが、その差を教えてください。

特に参考3でアーキビストが、条例第7条第1項の基準のどの条項に当たって歴史公文書に該当すると判断したのかを教えてください。

事務局：参考3のうち、市公報・府公報については、行政刊行物として発行されたものであったため調査員は廃棄（行政刊行物化）候補としてリストアップしましたが、その後の精査の結果、書き込みがあり業務で使用されていた実態が伺えたことから、行政刊行物であるものに付加価値が付いて公文書に性質が変わったものだと認識しました。

さらに、公文書に位置づけられるものであることに加えて、歴史的価値が認められるものであることから、公文書館において引き続き保存を図るべきものと考えました。第7条第1項の基準でいうと2-(1)-エ「条例又は市規則等の制定及び改廃に関するもの」や、(3)-ア-(ア)「制度の新設及び改廃に関する重要なもの」などに当たる内容が含まれていると考えられます。

また、都市計画の担当局の事務事業概要を綴ったものについても、調査員は外部公表用に作成された資料であって行政刊行物に当たるものだと捉え、廃棄（行政刊行物化）の検討の俎上に上げましたが、アーキビストからは内部向けに事務事業をまとめた資料と見受けられるとの意見が付与されたことから、行政刊行物ではなく公文書として位置付けることが望ましいと考えました。

第7条第1項の基準でいうと、(3)-ア「市行政の運営、実績、評価等に関するもの」や(3)-オ（エ）「都市機能・都市空間の整備に関する重要なもの」などに当たる内容が含まれているものと考えられます。

委員：引き続き保存としたものは諮問の対象ではないけれども、今後、アーキビストが調査員の意見に反して保存すべきと判断した場合、第7条の基準のどの条項に当たるから歴史公文書に該当するということは明確にしてほしい。

その方が、当委員会で廃棄に関する審議をするときに、基準への該当性の有無を確認しやすい。

(3) その他

【事務局報告】

- ・大阪市道路公社の清算終了に伴い、平成 26 年 12 月 1 日付けで公文書管理条例を一部改正し、同 12 月 26 日に施行した。

質問・意見は特になく、事務局の報告について確認された。

7 会議資料

- (1)第 7 回大阪市公文書管理委員会 議事次第
- (2)第 7 回大阪市公文書管理委員会 出席者名簿
- (3)第 7 回大阪市公文書管理委員会 座席表
- (4)資料 1 大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)
- (5)資料 2 大阪市公文書管理条例(抄)
- (6)参考 1 大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルール
- (7)参考 2 特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法
- (8)参考 3 特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト(引き続き公文書館において保存するもの)

8 問合せ先

大阪市総務局行政部行政課文書グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

電話：06 - 6208 - 7433 ファックス：06 - 6229 - 1260